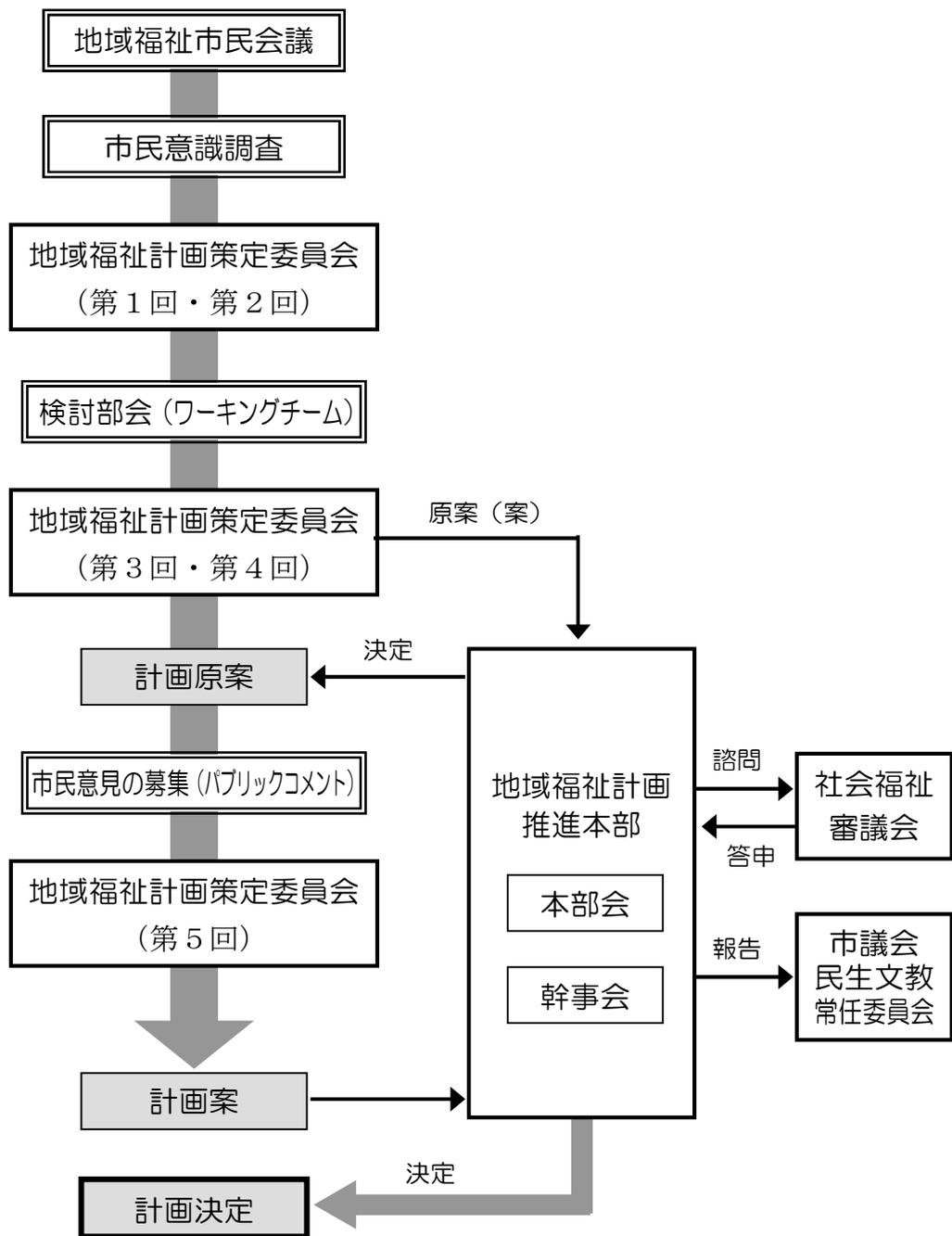


資 料

1 計画策定の経過

	開催（実施）日	開催（実施）事項	主 な 内 容
平成27年	8月21日	市民会議（第1回）	自己紹介と課題の共有
	9月16日	〃（第2回）	課題が解決された理想の姿の検討
	10月16日	〃（第3回）	具体的な活動や事業の検討
	11月19日	〃（自主ゼミ）	各グループの共有と意見交換
	12月18日	〃（第4回）	プロジェクトの企画書づくり
平成28年	1月19日	〃（第5回）	プロジェクトのプレゼンテーション
	2月16日	策定委員会（第1回）	市民意識調査の検討
	3月15日～	市民意識調査	市民3,000人を対象に実施
	5月20日	策定委員会（第2回）	市民意識調査の結果報告、 検討部会の検討
	6月10日	検討部会（第1回全体会）	テーマの選定とグループづくり
	7月23日	保健福祉フェア	検討部会の取組内容を周知
	9月16日	検討部会（第2回全体会）	提案の取りまとめ
	9月30日	策定委員会（第3回）	検討部会の提案、計画骨子の検討
	11月4日	〃（第4回）	計画原案の検討
	11月11日	推進本部幹事会（第1回）	〃
	11月15日	〃 本部会（第1回）	〃
	11月25日	社会福祉審議会	〃
	12月6日	市議会民生文教常任委員会	計画原案の報告
	平成29年	12月26日～ 1月25日	市民意見の募集 （パブリックコメント）
1月30日		策定委員会（第5回）	計画案の検討
2月10日		推進本部幹事会（第2回）	〃
2月13日		〃 本部会（第2回）	〃
2月20日		社会福祉審議会	〃
3月9日		市議会民生文教常任委員会	計画の報告



2 規則・要綱等

芦屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年6月1日
改正 平成22年12月1日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の原案を策定するため、芦屋市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、芦屋市地域福祉計画の原案策定に関する事、その他設置目的達成のために必要な事項に関する事について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民(芦屋市地域福祉市民会議設置要綱(平成22年芦屋市要綱)に基づき設置されている芦屋市地域福祉市民会議の委員である者)
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 地域関係者
- (7) 行政関係者

(平22.12.1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から芦屋市地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、地域福祉計画原案策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、ワーキングチームを組織することができる。

- 2 ワーキングチームの構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワーキングチームの構成員として指名することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委

員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成18年9月1日

改正 平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成24年10月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市地域福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するた

め、芦屋市地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（平19. 4. 1・一部改正）

（会議）

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

（幹事会）

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（平19. 4. 1・平25. 4. 1・一部改正）

（専門部会）

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、福祉部長が指名する。

（平25. 4. 1・一部改正）

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）（平19.4.1・全改，平23.4.1・平24.10.1
・平25.4.1・一部改正）

(本部員)
教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）（平23.4.1・全改，平24.10.1・平25.4.1
・平27.4.1・一部改正）

(幹事会委員)
企画部政策推進課長
企画部市民参画課長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部環境課長
市民生活部経済課長
福祉部社会福祉課長
福祉部福祉センター長
福祉部生活援護課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
福祉部主幹（福祉公社担当課長）
こども・健康部子育て推進課長
こども・健康部主幹（こども担当課長）
こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）
こども・健康部健康課長
都市建設部建設総務課長
都市建設部道路課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
上下水道部水道業務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

3 委員名簿

第3次芦屋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

役職名	委員氏名	団体名
委員長	牧 里 每 治	学識経験者
副委員長	長 澤 豊	芦屋市三師協議会
委員	佐 瀬 美恵子	学識経験者
〃	竹 迫 留利子	公募委員
〃	西 村 京	公募委員
〃	杉 田 俱 子	芦屋市障がい団体連合会
〃	安 宅 桂 子	あじさいの会
〃	今 川 裕 子	芦屋ボランティア連絡会
〃	荻 野 勝 己	兵庫県西宮こども家庭センター
〃	大 永 順 一	芦屋市自治会連合会
〃	柴 沼 元	芦屋市老人クラブ連合会
〃	村 岡 由美子	芦屋市民生児童委員協議会
〃	橋 野 浩 美	特定非営利活動法人 あしやNPOセンター
〃	山 内 祥 弘	芦屋市商工会
〃	針 山 大 輔	芦屋市高齢者生活支援センター
〃	脇 朋 美	芦屋市権利擁護支援センター
〃	園 田 伊都子	芦屋市社会福祉協議会
〃	寺 本 慎 児	芦屋市福祉部

敬称略

検討部会（ワーキングチーム）参加者（五十音順・敬称略）

安宅 桂子, 井垣 眞由美, 板井 智子, 伊谷 須美子, 上野 義治, 内野 直幸,
 大戸 道子, 大永 順一, 大橋 健一, 荻野 勝己, 楠本 慶子, 酒井 喜美子,
 佐藤 アケミ, 柴沼 元, 杉田 俱子, 竹迫 留利子, 多田 和子, 達城 あや子,
 成宮 正浩, 西村 京, 新田 美枝子, 信岡 史恵, 橋野 浩美, 宮平 太, 三芳 学,
 村岡 由美子, 目黒 清子, 山内 祥弘, 若林 益郎

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

役職名	委員氏名	団体名
知識経験者	中 田 智恵海	特定非営利活動法人 ひょうごセルフヘルプ支援センター代表
	佐々木 勝 一	京都光華女子大学教授
	都 村 尚 子	関西福祉科学大学教授
	松 葉 光 史	芦屋市医師会副会長
市議会議員	畑 中 俊 彦	芦屋市議会議長
	帰 山 和 也	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
社会福祉団体 等の代表者	加 納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会会長
	今 川 裕 子	芦屋ボランティア連絡会会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
市職員	佐 藤 徳 治	芦屋市副市長

芦屋市地域福祉計画推進本部

[本部会]

	所 属	委 員 氏 名
本部長	市長	山 中 健
副本部長	副市長	佐 藤 徳 治
	教育長	福 岡 憲 助
	技監	宮 内 勇 児
	企画部長	稗 田 康 晴
	総務部長	山 口 謙 次
	総務部参事(財務担当部長)	脇 本 篤
	市民生活部長	北 川 加津美
	福祉部長	寺 本 慎 児
	こども・健康部長	三 井 幸 裕
	都市建設部長	辻 正 彦
	都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)	山 城 勝
	上下水道部長	古 田 晴 人
	市立芦屋病院事務局長	阪 元 靖 司
	消防長	吉 岡 幸 弘
	教育委員会 管理部長	岸 田 太
	教育委員会 学校教育部長	北 野 章
	教育委員会 社会教育部長	川 原 智 夏

[幹事会]

	所 属	委 員 氏 名
委員長	福祉部長	寺 本 慎 児
副委員長	福祉部 地域福祉課長	細 井 洋 海
	企画部 政策推進課長	奥 村 享 央
	企画部 市民参画課長	山 田 弥 生
	総務部 文書法制課長	吉 田 真理子
	総務部 財政課長	森 田 昭 弘
	市民生活部 環境課長	長 岡 良 徳
	市民生活部 経済課長	船 曳 純 子
	福祉部 社会福祉課長	廣 瀬 香
	福祉部 福祉センター長	岡 田 きよみ
	福祉部 生活援護課長	中 西 勉
	福祉部 障害福祉課長	本 間 慶 一
	福祉部 高齢介護課長	宮 本 雅 代
	福祉部主幹（福祉公社担当課長）	中 山 裕 雅
	こども・健康部 子育て推進課長	伊 藤 浩 一
	こども・健康部主幹（こども担当課長）	茶 嶋 奈 美
	こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）	和 泉 みどり
	こども・健康部 健康課長	近 田 真
	都市建設部 建設総務課長	谷 崎 美 穂
	都市建設部 道路課長	宮 本 博 嗣
	都市建設部 防災安全課長	津 賀 学
	都市建設部 都市計画課長	白 井 宏 和
	上下水道部 水道業務課長	下 岡 信 二
	市立芦屋病院 事務局総務課長	北 條 晋
	消防本部 総務課長	小 島 亮 一
	教育委員会 管理部管理課長	山 川 範
	教育委員会 学校教育部学校教育課長	荒 谷 芳 生
	教育委員会 社会教育部生涯学習課長	長 岡 一 美

[事務局]

	所 属	氏 名
地域福祉課	課長	細 井 洋 海
	地域福祉係長	頭 井 智 世
	地域支援係長	浅 野 理 恵 子
	トータルサポート係長	吉 川 里 香
	地域福祉係課員	片 岡 睦 美

4 市民意見の募集（パブリックコメント）

広く市民の意見を反映した計画とするため、計画原案に対する意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

○ 実施期間 平成28年12月26日～平成29年1月25日（1か月間）

○ 実施方法 計画原案を市ホームページ、市役所南館1階地域福祉課、市役所北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館、保健福祉センター、市民活動センター（リードあしや）、潮芦屋交流センターで閲覧し、意見を持参、郵送、ファクス、Eメールで提出していただきました。

○ 応募件数 7人（33件）

○ 意見の要旨

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

○ 意見への対応 提出された意見を市の見解とともに市ホームページで公表しました。

5 地域の福祉を話しあう市民会議

第3次の計画に芦屋市の地域福祉に関わるさまざまな人々の思いやニーズを反映するために、現行計画とも関連する地域福祉活動に参加している市民や関係者が日頃の活動の成果や課題を出しあい、解決するための条件や活動を検討・提案するよう「地域の福祉を話しあう市民会議」を開催しました。

○ **メンバー** 地域発信型ネットワークや地域福祉アクションプログラムに参加している市民、公募市民、関係機関・市の職員など

○ **会議の流れ** 第1回 メンバーの自己紹介と活動を通じて感じている課題の共有



第2回 課題が解決された理想の姿の検討



第3回 理想の姿を実現する条件と具体的な活動や事業の検討



(自主ゼミ) 各グループの共有と意見交換、進め方の検討



第4回 プロジェクトの企画書づくり



第5回 協働して取り組みたいことのプレゼンテーション

○ **提案された5つのプロジェクト**

・イベント仕掛人

→ 地域の人顔がわかるように、イベントを支援する仕組みをつくる。

・ALL ASHIYA フェスティバル月間

→ 自分の地域以外のイベントに参加し、人や団体のつながりをつくる。

・スマートおせっかい

→ 支援が必要な人を支えるために、人と人のつながりをつくる。

・あしや玉手箱

→ ICTを活用した情報提供の仕組みをつくる。

・ワーカー登録 (ひとり一役 Part2) (仮)

→ 何かしたいと思っている人が登録し、担い手になってもらう。

(※) 市民会議での取組の詳細は『第3次芦屋市地域福祉計画の策定に向けた「地域の福祉を話しあう市民会議報告書」』を参照してください。

6 地域福祉に関する市民意識調査

「地域の福祉を話しあう市民会議」の提案なども踏まえながら、市民の意見を広く取り入れ、より普遍的な意識やニーズ等を踏まえた課題を明らかにして計画に反映していくために、市民意識調査を実施しました。

- 調査の内容
 - ・日常生活の状況や“困りごと”について
 - ・地域福祉への関心や参加について
 - ・地域福祉計画に関する評価について
 - ・回答者の属性について
 - ・地域福祉に関する意見（自由記述）

- 調査の対象者 平成28年2月1日現在の住民基本台帳から、18歳以上の市民3,000人を無作為に（※）抽出しました。
 - （※）回答者の年齢構成を市民全体の割合に近づけるため、第2次の計画策定時調査の年齢別の回収状況を踏まえて年代ごとの抽出数を決めました。

- 調査の方法 郵送で調査票の配付・回収を行い、自記式の質問紙法で実施しました。調査票は平成28年3月15日に発送し、3月31日を投函の締切としましたが、4月15日までに到着したものは有効として集計に加えました。なお、調査への協力のお礼とあらためて返信をお願いするはがきを3月下旬に発送しました。

- 調査の回収状況 有効発送数は2,982通（不達18通を除く）、有効回収通は1,484通（白紙1通を除く）で、有効回収率49.8%でした。
 - （※）市民意識調査の結果は『第3次芦屋市地域福祉計画の策定に向けた「地域福祉に関する市民意識調査」報告書』を参照してください。

7 検討部会（ワーキングチーム）

「地域の福祉を話しあう市民会議」の提案や「地域福祉に関する市民意識調査」の結果、第2次芦屋市地域福祉計画の進捗状況と課題などを踏まえ、第3次芦屋市地域福祉計画で重点的・先導的に取り組む事項について具体的な検討を行うため、地域福祉計画策定委員会のワーキングチームとして検討部会を設置しました。

○ 部会の流れ 第1回全体会で検討するテーマを選定してグループを設置し、各グループで、テーマに応じて「参加してほしい人」にも呼びかけながら、話し合いやプロジェクトの実施に向けた取組をすすめました。第2回の全体会で、各グループの報告をもとに、取組を通じて感じた「第3次芦屋市地域福祉計画に盛り込んでほしいこと」や「策定委員会で検討したこと」を出しあい、提案をとりまとめました。この間、保健福祉フェアでも各グループの取組を報告し、参加を呼びかけました。

○ 各グループの取組

① あしや発信局玉手箱グループ

テーマ「ICT等を活用した情報の発信の仕組みづくり」

<活動>

- ・グループ会議（●回）
- ・Facebookで保健福祉フェアの情報を発信
- ・Facebookでのグループの運営に関するルールや体制を検討

② スマートおせっかいグループ

テーマ「つながりや活動の場となる居場所づくり」

<活動>

- ・グループ会議（●回）
- ・芦屋市創生ワーキングチームとの交流会（合同会議）（●回）
- ・東灘こどもカフェ見学（芦屋市創生ワーキングチームと合同）
- ・『居場所』サミットin神戸参加（他市の事例の学習）
- ・居場所イベント「きて・みて・やってみてinあしや」を開催（芦屋市創生ワーキングチームと合同）

③ ひとり一役グループ

テーマ「誰もが気軽に支えあうための参加の仕組みづくり」

<活動>

- ・グループ会議（●回）
- ・まごのて定例会参加（●回）
- ・「第1回ひとり一役の日」をまごのてで開催
- ・「第2回ひとり一役の日」は第1回を行った際に出てきたニーズに対応したテーマで開催

8 第2次芦屋市地域福祉計画に基づく取組と今後の課題

推進目標1 地域福祉への関心と理解を広げます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
1-1 地域福祉の呼びかけ ＊地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだということを伝えあいます。 (1)地域福祉の呼びかけの推進 (2)地域を大切にす意識づくり	○「地域発信型ネットワーク」の会議などを通じて発信 ○「地域ひろば」で「緊急・災害時要援護者台帳」について議論し、自助や互助の意識を啓発 ○「ボランティアコーディネーター講座」で自治会への啓発を実施 ・各種事業を通じて意識啓発や交流等の実践活動を推進 ・文化財の指定や活用を通じてまちを愛する意識を啓発、文化財ボランティアを養成・登録	・一層の意識づくりと、意識を実践につなぐ取組 ・活動の担い手の確保
1-2 学習と話しあいの推進 ＊学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。 (1)学校や社会教育等での福祉学習の推進 (2)地域等での学習や話しあいの推進	○「地域福祉計画の中学生向け概要版」を市内中学校の生徒ボランティアグループと協働で作成 ○「減災リーフレット」をキラッとプロジェクトで作成し、小中学校に配布 ・学校での福祉学習を推進するよう啓発冊子を作成、配布、当事者や支援者等による講演等を実施 ・福祉施設の訪問や職業体験、地域でのボランティア活動等を協働して推進、中学生の「夏休み福祉ボランティア活動」を実施 ・ボランティア講座や社会教育事業で地域福祉講座等を開催 ・地域での出前講座等を積極的に実施 ・地域課題を共有し解決に向けて検討する「市民ひろば」を開催	・福祉部門と学校等とが連携した福祉学習の充実、多様な学習プログラムの作成 ・福祉学習に対する市民のニーズの把握と推進 ・地域福祉に関する話し合いと理解の推進
1-3 情報の発信・伝達 ＊地域福祉のさまざまな情報を発信します。 ＊必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。 ＊必要な情報を自分で得るよう努力します。 (1)広報等を通じた情報発信の充実 (2)市民と協働した情報伝達の推進 (3)情報を得る意識づくりの推進	○「情報紙プロジェクト」で、市民目線の情報紙を発行 ○「バスの車内放送」や「宅配弁当へのチラシの添付」等、新たな方法での情報発信を推進 ○「ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）」を高める取組を推進 ○「外国人への情報提供に関する基本指針」を作成、「やさしい日本語」を促進 ○「情報を主体的に得る意識づくり」を地域の会議等で啓発 ・広報・特集号、ホームページ、まちナビ、各種パンフレットの媒体や、イベント等の機会などを活用して、情報を発信 ・制度改正等の情報を広報特集号等で周知 ・必要な人にはダイレクトメールやEメールで通知	・ニーズに応じたよりきめ細かな情報提供 ・情報が的確に伝わっているかの確認と、情報を見つけやすくするための工夫 ・支援者となる周囲の人への情報提供 ・関係機関・団体等連携した地域福祉に関する多様な情報の提供方法の検討

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
・あいさつを通じて、身近な人との関係を見直し ・家族の絆について反省し、深めた ・当事者団体の会報で、地域福祉や「一人ひとりの暮らしの幸せの大切さ」への理解を会員に啓発	
・学校での福祉事業や体験講座をボランティア団体が実施 ・自治会・当事者団体・ボランティア団体・福祉事業所で学習会等を開催、参加できなかった会員には会報で伝達 ・親子の学びの教室を地域で開催 ・寸劇や疑似体験による学習を推進	・市民向けの福祉学習の実施
・自治会や団体、福祉事業所等の広報やホームページ、掲示板等で情報を発信 ・当事者団体の会員の状況に応じた情報を個別に伝達するとともに特化したリーフレットを作成、会員同士の情報交換を実施 ・情報紙プロジェクトで「あしやわがまち通信」を発行、団体等を通じて配布 ・イベントを開催し、多くの人に情報を伝達 ・当事者団体の役員に意識的な情報収集を啓発したり、他団体と交流して情報を収集 ・活動を市民に知ってもらえるように情報を発信 ・他団体が実施するイベント等の情報も発信 ・地区福祉だよりは見守り活動の一環として各戸配布	・利用できるサービスや機関等の一覧表の作成 ・多様なテーマの情報発信 ・情報を伝える人材の養成

推進目標2 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
<p>2-1 ニーズの気づき・発見 ＊生活の“困りごと”に早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。</p> <p>(1) ニーズへの気づきと発信への支援 (2) 身近なニーズの発見とつながり取組の推進 (3) 相談機関等によるニーズ把握の推進</p>	<p>○「出前講座」等を通じて、地域での呼びかけやニーズ把握を推進</p> <p>○介護予防の「セルフチェック」を実施し、参加を促進</p> <p>○地域の「見守り支援事業」や高齢者団体等の「声かけ・見守り」を推進</p> <p>○「高齢者見守り事業」で、事業者と連携したニーズ把握を推進</p> <p>○「水道の検針」「ごみ収集」等を活かした声かけや支援が必要な人の専門職へのつなぎの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の相談窓口を設置し、窓口の利用を呼びかけ ・民生委員・児童委員等の見守りやつなぎを支援するよう研修等を実施、関係機関へのつなぎを促進 ・地区福祉委員会の活動を通じてニーズの発見を推進 ・「お困りです課」での相談と関係課等への連絡を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関と民生委員等のネットワークの充実 ・地域とのつながりが薄い人や意識が低い人への働きかけ
<p>2-2 相談支援の充実 ＊身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関につなぐ取組を広げます。</p> <p>(1) 相談窓口の充実 (2) 身近な地域での相談支援の推進 (3) コミュニティソーシャルワークのしくみづくり</p>	<p>○福祉センターの「総合相談窓口」で、あらゆる相談に対応</p> <p>○「コミュニティソーシャルワーカー」が地域の相談に対応、関係機関のスタッフもコミュニティソーシャルワークの意識で活動</p> <p>○「DV相談室」「若者相談センター」「障がい者基幹相談支援センター」を設置、市役所で「ハローワーク」による就労自立のための職業相談を実施</p> <p>○生活困窮者の自立に関する相談支援、認知症の人への専門的なアプローチ、子育てに関する「利用者支援事業」を実施</p> <p>○「高齢者生活支援センター」に円滑な相談支援の推進のための職員を配置</p> <p>○地域交流拠点やコンビニエンスストア等で「福祉なんでも相談」を実施</p> <p>○福祉センター内の相談窓口による「福祉センター総合相談連絡会」や、庁内の「連絡票」等を活用して、窓口の連携や情報共有を推進</p> <p>○高齢者生活支援センターと民生委員・児童委員、関係機関との連携を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談員による相談や民生委員・児童委員との連携を推進 ・パンフレットや出前講座等で、相談窓口をPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関のネットワークシステムの充実 ・連携のための情報共有の充実 ・連携による相談への対応の充実 ・地域の相談活動との連携の充実 ・相談窓口のPRの充実 ・コミュニティソーシャルワークの視点による支援の充実

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体の交流会で気づきを促進 ・当事者団体で出された課題を発信 ・SOSを発信できるネットワークづくり ・事業者の気づきを民生委員・児童委員や相談窓口につなぐ取組を推進 ・引きこもっている人を気に掛ける ・自治会のネットワークを活かしてニーズを把握、会員に相談窓口を紹介・つなぎを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズへの素早い対応
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が心配ごとの相談を実施 ・自治会から民生委員・児童委員や福祉推進委員に相談 ・当事者団体の交流会で相談を実施 ・ピアカウンセラー（同じ立場で相談にのる人）や障がい者相談員の利用を会員に呼びかけ、当事者団体の会員がピアサポート養成講座を受講 ・団体の相談員から相談窓口へのつなぎを実施 ・教室や講座等を活かした相談の機会づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関わる各種団体と専門機関等の連携の強化 ・気軽に相談できる雰囲気づくり

推進目標3 地域生活を支えるサービスや活動を充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
<p>3-1 福祉サービスの充実 *地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。</p> <p>(1) 地域での生活を支援する福祉サービスの提供 (2) 柔軟なサービス提供の推進 (3) サービスの質を高める取組の推進 (4) サービスの担い手の確保</p>	<p>○「関係課・関係機関と連携した個別支援」を実施 ○「L S A」による安否確認や支援を実施 ○高齢者・障がいのある人の「ごみの個別収集」と安否確認を実施 ○「生活困窮者自立支援」の取組を推進 ○地域生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」を実施</p> <p>・分野別計画に基づき、日常生活や介護の支援、健康づくり、介護予防、生きがいづくり等の各種サービスを提供 ・サービスの質を高めるための研修や情報提供、指導を実施 ・施設への介護相談員の派遣等も含め、利用者の意見をサービスの質の向上につなぐ取組を推進 ・介護保険の地域密着型サービスの評価を実施</p>	<p>・自立を支援する取組の推進 ・ニーズの分析と、サービス提供の基盤整備 ・複合的なニーズに対応するための協働の推進 ・従事者のスキルアップやサービス評価等の推進 ・身近な地域での事業実施</p>
<p>3-2 地域福祉活動の推進 *さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう、一人ひとりが「できること」で参加し、多彩な人々に呼びかけて広げます。</p> <p>(1) 多様な地域福祉活動の推進 (2) 一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進 (3) 「お互いさま」の意識づくり (4) 事業者等による地域福祉を推進する取組の推進</p>	<p>○「ひとり一役運動」を推進 ○「団塊世代の地域参加」を推進、「老人クラブ等の高齢者団体」の地域活動を推進、「高齢者生きがいデイサービス事業」を実施 ○「プロボノ」（専門職によるボランティア活動）活動の調査研究を実施 ○「地域発信型ネットワーク」の会議等で、地域福祉を啓発 ○「訪問販売事業者やコンビニエンスストア」と協働した見守りを推進 ・小地域福祉活動の手引きにより、地区福祉委員会の活動を推進 ・公園に健康遊具を設置</p>	<p>・たすけあいの意識による地域福祉活動の啓発 ・日常のちょっとした困りごとを支援する取組の推進 ・自治会等と連携した活動の推進 ・地域の活動とNPO等の協働 ・地域福祉アクションプログラムへの参加者の拡大 ・主体的な意識づくりの働きかけ</p>
<p>3-3 多様な連携による支援 *新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組みます。</p> <p>(1) 協働で課題を解決する取組の推進</p>	<p>○「トータルサポート」を活かした連携による支援を推進 ○高齢者、障がいのある人、子どもを包含した「地域ケア体制」による支援を推進 ○「自立支援協議会」を通じた連携による障がい者支援を推進 ○NPOと連携したフードバンクの活動を推進 ・芦屋病院の地域連携室が退院後の連携を推進</p>	<p>・地域発信型ネットワークを活かした課題解決の推進 ・支援が必要な人への地域の理解と連携の推進 ・制度の挟間や複合的な課題に連携して対応するシステムづくり</p>

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
—	—
<p>・自治会のネットワークで身近な“困りごと”に取り組み、対応できないことは小地域福祉ブロック会議で推進 ・当事者団体の会員も地域のボランティアに参加 ・親子教室を地域で開催 ・当事者団体の案内を、市の協力を得て対象者に郵送 ・「ひとり一役」によるマッチングを実施 ・市民有志が「プロボノセンター」を設立 ・地域の祭りで「アクションプログラム」の活動を紹介</p>	<p>・市や関係機関等と連携した問題解決の推進 ・男性介護者などの新たな組織化 ・外に出る楽しみづくり ・多くの住民への参加の促進</p>
<p>・民生委員・児童委員が把握した課題を関係機関と検討し、対応 ・多様な活動を行う団体が連携し、協議や提案を実施</p>	<p>・地域や特技のある人を登録してつなぐ仕組みづくり</p>

推進目標4 権利をまもる取組を充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
4-1 権利擁護の意識づくり ＊お互いのニーズを理解し、権利を尊重して生活する意識を高めます。 (1) 権利を尊重する意識づくりの推進	○リーフレットや広報等を活用し、権利擁護や虐待の防止や通報などの啓発や研修を実施 ○「共生社会づくりの実践力を育てる教育」を学校で推進 ○「権利擁護ワークショップ」を開催し、事例の共有を推進	・啓発の一層の推進
4-2 権利侵害・虐待対応の充実 ＊権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。 (1) 権利擁護支援の充実 (2) 虐待の防止と対応の充実	○「権利擁護支援センター」「DV相談室」を設置 ○権利擁護支援センターに「障がい者虐待防止センター」機能を併設 ○「要保護児童対策地域協議会」による取組として、児童虐待に連携して対応するための研修やマニュアルを作成、「家庭児童相談システム」を導入 ○「養育支援ネットワーク」の家庭訪問で早期発見と支援を実施 ○「Maybeシート」による庁内連携による支援の推進 ○虐待事案への迅速な対応を実施	・一層の連携による取組の推進 ・支援体制の充実とスキルアップ
4-3 後見的支援の充実 ＊判断能力が不十分な人が自立した生活ができるよう、支援します。 (1) 後見的な支援の充実	○「成年後見利用支援事業」による支援を実施 ○権利擁護支援センターでは、「法人後見」や「福祉サービス利用援助事業」「財産保全サービス事業」の機能を有している ○「権利擁護支援者養成研修」「スキルアップ研修」を開催	・制度の周知と利用の促進 ・ニーズに対応した基盤や体制の整備

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
・当事者団体で学習や話しあいを実施、会報で伝達 ・福祉事業者が事業を通じて説明等を実施 ・障がい種別によるニーズの違いなどの理解を会員に啓発 ・「互いに協力する」という意識での活動を推進 ・権利擁護に関する学習をプロボノで支援	・障がいや認知症について理解する人の拡大
・障がいのある人に対する権利侵害の解決方法を、当事者団体の相談員でも検討 ・サービスの利用を会員に呼びかけ ・障がいのある人の選挙権行使について団体で検討 ・障がいのある人のスムーズな選挙行動についての提案を会員に伝達	・市や関係機関等と連携した問題解決の推進 ・児童虐待等を予防するための学びの推進 ・子どもに接する先生等への支援
・支援の利用を会員に呼びかけ	

推進目標5 人と人のつながりを広げます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
5-1 地域でのつながりづくり ＊あいさつや交流を積極的に行い、困ったときには助けあえるつながりと“絆”を広げます。 ＊地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。 (1) 地域組織の活動への支援 (2) 多様なつながりづくりの推進 (3) 支援が必要な人を地域で支えるつながりづくり (4) 地域福祉推進における個人情報のあり方の検討	○「地域発信型ネットワーク」で地域での会議の開催を支援し、地域の取組を共有 ○「救急医療情報キット」を活用した要支援者等の把握を推進 ○高齢者が学校に向いて「世代間交流」を行う取組を推進 ○「市民活動フェスタ」で市民活動団体の連携を支援 ○「安心子ども基金」を活用してグループの活動を支援 ○「東日本大震災の避難者との交流活動」を支援 ○「緊急・災害時要援護台帳」の整備を推進 ○「個人情報保護」の啓発や「個人情報の共有」の検討を実施 ・「自主防災連絡協議会」「まちづくり防災グループ連絡協議会」で地域の活動や合同での活動を支援 ・コミスクの地域福祉活動やネットワーク活動、地区集会所での事業などを支援 ・老人クラブの活動への支援や加入の呼びかけを実施 ・自治会加入のチラシを作成し転入者等に案内、自治会の情報をホームページで提供	・課題解決の取組の推進 ・担い手の高齢化や後継者の不足に対応した新たな担い手づくり ・地域特性に応じた取組の推進 ・目的を共有する団体の相互協力の推進

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
・地域の行事などを活かして交流を推進 ・当事者同士で助けあえるように交流を推進、家族や友人にも参加を呼びかけて助けあえる関係づくりを拡大 ・地域での英会話講座を通じて、障がいのある人とない人の出会いを推進 ・地域でさまざまなイベントを開催 ・転入者等への自治会加入の促進 ・団体が地域のイベントに参加し交流を推進	・マンション等も含めた自治会加入の推進 ・地域の祭りなどを活かした若い人の参加の促進 ・障がいや認知症等についての正しい理解の推進 ・コミュニケーションのためのツールの普及 ・災害時支援のためのつながりづくり

推進目標6 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
<p>6-1 災害時の支援</p> <p>*災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。</p> <p>(1)避難等に支援が必要な人を支える取組の推進 (2)避難生活に関する支援の推進</p>	<p>○「緊急・災害時要援護者台帳」を作成・更新し、見守り活動や避難計画の策定を推進</p> <p>○災害時の外国人への支援を検討，避難所に多言語シートを配備</p> <p>○「地域ひろば」を通じた自治会との課題共有と協議を実施</p> <p>○学校と地域との連携なども含めた「避難訓練」を実施</p> <p>○「福祉避難所」を指定し，マニュアル作成や訓練を実施</p> <p>・避難情報マップの配布や標高表示場の設置等で啓発を実施，パスポートサイズの防災情報マップ等を配布</p> <p>・自主防災会を組織化</p> <p>・避難所用の資機材を購入</p> <p>・芦屋病院は「災害時の地域拠点病院」としての機能を整備</p> <p>・「災害ボランティアセンター」の設置に関する整備を実施</p>	<p>・「緊急・災害時要援護者台帳」を活用した支援体制の構築</p> <p>・さまざまな災害を想定した訓練等の実施やガイドラインの作成</p> <p>・自治会や福祉事業所等との連携の強化</p> <p>・災害ボランティアセンターの推進体制の充実</p> <p>・防災情報を得にくい人への支援</p>
<p>6-2 バリアフリーのまちづくり</p> <p>*だれもが安心して快適に外出し，社会参加ができる環境をつくります。</p> <p>(1)バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり (2)快適な歩行空間づくり (3)移動に関する支援の充実</p>	<p>○「まちあるき点検」「マップ作成」等による啓発を実施</p> <p>○「公共施設のバリアフリー化の情報」を発信</p> <p>○「ゆずりあい駐車場」の普及を推進</p> <p>○「わがまちベンチプロジェクト」で，地域と連携してベンチを設置</p> <p>・バリアフリー基本構想に基づく阪神芦屋駅周辺の整備を実施</p> <p>・学校や道路，園などのバリアフリー化を推進</p> <p>・高齢者のバス運賃の割引を実施，ノンステップバスの導入を支援</p> <p>・移動支援やタクシー・自動車使用費用の助成を充実</p> <p>・運転ボランティアによる高齢者の移送サービスを実施</p>	<p>・通学路等の問題箇所の改善</p> <p>・公共交通に対するニーズの把握と，移動に関する支援の充実</p>
<p>6-3 防犯・交通安全の推進</p> <p>*犯罪や事故のない安全なまちを，地域の力をあわせてつくります。</p> <p>(1)安全なまちづくりの推進</p>	<p>○「防犯グループ」等の活動を支援</p> <p>○保健福祉フェアで「消費者フェア」を開催</p> <p>・交通安全教室，振込詐欺街頭啓発，消費生活相談等を実施</p> <p>・通学路交通安全プログラムで点検と整備を実施</p>	<p>・弱い立場に置かれがちな人に焦点を当てた取組の推進</p> <p>・地域で見守る意識の高揚</p> <p>・防犯カメラ等の活用</p> <p>・交通ルールやマナーの徹底</p>
<p>6-4 住環境の充実</p> <p>*介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。</p> <p>(1)多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進</p>	<p>○「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく整備とユニバーサルデザイン化を推進</p> <p>・住宅改造などへの助成を実施</p> <p>・グループホーム等の整備を推進</p>	<p>・公的住宅の確保とユニバーサルデザイン化</p> <p>・転居等に関する支援の推進</p>

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<p>・自治会の自主防災会を設置，救急医療情報キットの取組や学習等を実施</p> <p>・コミスクの自主防災連絡協議会で防災訓練を実施</p> <p>・当事者団体で学習会を実施，防災等の情報と自覚を促す呼びかけを会報に掲載</p> <p>・福祉事業者が「緊急・災害時要援護者台帳」への登録を呼びかけ</p> <p>・地域福祉アクションプログラムで「いのちまもるあしや〜減災リーフレット〜」を作成・配布</p> <p>・団体を対象としたAED講習会や避難訓練を実施</p> <p>・災害時要配慮者支援について民生委員・児童委員と自治会等で協議</p>	<p>・防災に関する情報の把握，学習会の開催</p> <p>・要援護者を含めた訓練の実施</p> <p>・日頃からのつながりづくり</p>
<p>・障がいのある人が生活する上での危険箇所や便利な施設などの情報を収集・共有・発信するプロジェクトを実施</p> <p>・バリアフリー講座を開催し，市民の理解を促進</p> <p>・障がいがあることを伝えるバッジを作成</p> <p>・公共施設のバリアフリーチェックに当事者団体が参加</p> <p>・民生委員・児童委員宅に車いすを配置し，近隣での利用を促進</p>	<p>・公共交通の導入に向けた取組</p> <p>・危険箇所等の改善に向けた取組</p> <p>・認知症サポーターの拡大と徘徊等の見守りの推進</p>
<p>・自治会で情報を共有</p> <p>・音声信号設置に関する署名を実施</p>	<p>・安全に関する意識の高揚，学習等の実施</p> <p>・路側帯のカラー舗装等の推進</p> <p>・警察官等の認知症への理解</p>
<p>・制度を利用した住宅改修を会員に呼びかけ</p>	

推進目標7 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題
<p>7-1 活動拠点の充実 *地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。</p> <p>(1)地域の活動拠点の充実 (2)福祉センターの機能の充実</p>	<p>○「高齢者生活支援センター」「みどり地域生活支援センター」が情報や交流の場を提供</p> <p>○小学校のゆうゆう倶楽部を活用した活動を実施</p> <p>○「福祉センター」の地域福祉拠点機能を強化</p> <p>○「保育所」で地域の親子や世代間等の交流の場を提供</p> <p>○「地域交流拠点」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区集会所を整備 ・市民活動センターで活動拠点を提供 ・商店街の空き店舗を活用して地域交流拠点を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動拠点の確保 ・福祉センターの一層の活用 ・地区集会所の一層の活用
<p>7-2 活動財源の確保 *地域福祉活動への参加としての“寄附文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。</p> <p>(1)地域福祉活動の財源確保の推進 (2)有償型の活動等の推進</p>	<p>○高齢者団体の地域福祉活動を促進する補助金等を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の会員会費制度を実施 ・共同募金運動を実施 ・ふるさと寄附金を推進し、記念品の贈呈を開始 ・ファミリーサポートサービス、シルバー人材センターへの支援等を実施 ・NPO法人等についての情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を通じた自主財源の創出 ・寄附に対する意識づくり ・助成金等の活用の推進
<p>7-3 活動への支援 *“楽しく”, “しっかり”活動できるよう支援するしくみと取組を充実します。</p> <p>(1)コミュニティワークをすすめる体制の充実 (2)楽しく活動できる支援や環境づくり</p>	<p>○「市民が創る福祉プロジェクト展」を開催, 「地域福祉アクションアワード」で活動の報告と表彰を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員と関係機関等の連携を支援 ・NPOへの相談等の支援を実施 ・ホームページを通じて団体等の紹介を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決のための活動の支援
<p>7-4 協働活動・事業の推進 *“公と民”, “民と民”の多様な協働で、具体的な活動や事業をすすめます。</p> <p>(1)公民協働の活動・事業の推進 (2)多様な協働をすすめるテーブルづくり</p>	<p>○「地域福祉アクションプログラム」を推進</p> <p>○「こどもフェスティバル」を公民協働の実行委員会で実施</p> <p>○「市民活動センター」が個人、団体、行政を結ぶ中間支援を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業への参加の拡大 ・事業所等との連携の推進
<p>7-5 ネットワークの充実 *地域のさまざまな人々が出会い、協議し協働するしくみを充実します。</p> <p>(1)地域発信型ネットワークの充実 (2)地域の活動を施策や制度に活かす取組の推進</p>	<p>○「地域発信型ネットワーク」を改編し、課題解決の実践を推進</p> <p>○「地域包括ケア」の構築に向けた取組を推進</p> <p>○「生活困窮者自立支援」を通じた地域づくりを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を市域で協議する仕組みづくり ・団体等が対等に協議できる場づくり

地域等での取組 (推進評価委員会委員の「実施プラン」から)	今後の課題 (要望等も含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の活動を集会所で実施 ・福祉センター等を拠点として活動を実施 ・センターの利用者アンケートを実施 ・地域で利用できる場所を探した ・会員宅の空きスペースを利用した集いの場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の空いた時間の活用 ・集会所の利用率の向上 ・マンションの集会所等の活用 ・他団体と連携した場所の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会のネットワークで各種募金や資源回収を実施 ・手作り品の販売等で財源を確保 ・各種財団の助成金等を活用, ダイレクトメールで情報提供 ・会員に寄附を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体としての資金確保の取組 ・助成金等に関する情報を発信
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の悩みを会員で共有し解決に向けて取組 ・団体交流会や市民活動フェスタを開催 ・会員の活動を会報で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者活動へのボランティアの支援
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会でまちづくり懇話会を開催 ・当事者団体の役員が各種委員会や団体に参画し、協働 ・イベントでの協働などを通じて、活動への理解を推進 ・多様な団体による課題解決の場を構築 ・災害時要配慮者支援を公民協働で推進 ・要配慮者支援ガイドブック（平成29年度の配布を予定）の作成に当事者団体が協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁内の連携の一層の推進 ・小さな活動との協働の推進 ・他団体への支援（支えあい）
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会のブロック会組織を強化 ・東日本大震災被災者との交流や支援のネットワークづくりを支援 ・団体のチラシ等を市の窓口で配布してもらうことを通じてネットワークを強化 ・多様な団体の交流とネットワークの場を設置 ・地域福祉市民会議に当事者団体の会員が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に応じたエリアでの解決 ・生活に密着した事業者等との連携

9 用語の説明

(50音順)

- ICT (Information and Communication Technology)
「情報通信技術」の略です。IT(Information Technology)とほぼ同じ意味ですが、コンピュータ技術の活用面に着目して使われます。
- NPO (Not-for-Profit Organization)
営利(団体の構成員への収益の配分)を目的とせずに、市民活動や公共的な活動を行う民間団体の総称です。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人」といいますが、法人格の有無にかかわらず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などのさまざまな分野で、社会の多様なニーズに応える活動が行われています。
- SNS (Social Networking Service)
通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。
- インフォーマル支援者
法律や制度に基づいて行われる公的なサービス(フォーマルサービス)に対し、制度外で支援する活動や事業(インフォーマルサービス)を行うボランティアグループやNPOや、家族・親族、近所の人などです。
- 合理的配慮
障がいのある人の人権をまもり、教育、就業、その他社会生活に平等に参加できるよう、一人ひとりの障がいの特性や困りごとにあわせて行う配慮のことで、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」によって、当事者から対応を必要としている意思の表明があった場合は過度な負担にならない範囲で便宜を提供することが、行政機関・学校・企業などの事業者に求められています。
- 国際文化住宅都市
本市のみに適用される地方自治特別法として、住民投票を経て「国際文化住宅都市建設法」が昭和26年に制定されました。この法律は、芦屋市が国際文化の立場から恵まれた環境、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることから、外国人の居住にも適合するまちづくりを行い、国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としたもので、本市のまちづくりの理念の基礎になっています。
- コミュニティソーシャルワーク
福祉に関するさまざまな問題を把握・発見し、公的なサービスだけでなく、地域のあらゆる力を活かしていくようコーディネートしたり、新たな資源や制度を創り出しながら解決・改善し、あわせて、個別の課題を共有して地域の福祉力を高めて、課題の再発を防いでいくことを目指した、非常に幅の広い取組です。

○ コミュニティビジネス

市民の生活に密接に関わる課題を解決するために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業をいいます。

○ コミュニティワーク

市民が主体的に地域の福祉課題を解決するために活動に取り組むよう、促進・支援する専門的な手法をいいます。

○ 生活困窮者自立支援

経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などを対象に、困りごとや不安の相談に応じて、一人ひとりの状況に応じた支援プランを一緒に考え、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面での支援を寄り添い行う制度（事業）です。

○ セルフネグレクト

本人の意思や認知症などによる判断力の低下によって、食事や健康管理、衛生の保持など、生活を維持するために必要な行為を行う意欲や能力を失い、健康や生命が脅かされている状態をいい、周囲から孤立して孤独死などに至る場合もあります。

○ 創生総合戦略

少子高齢化の進展への対応や、東京圏への人口集中の是正のために制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、芦屋市では平成28年3月に「芦屋市創生総合戦略（芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略）」を策定しました。

○ 地域共生社会

福祉を支え手側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が「我が事」として主体的に取り組むとともに、各制度に基づいて提供されてきた福祉サービスを「丸ごと」に転換することで、地域包括ケア（次項参照）が深化された地域共生社会の実現が目指されています。

○ 地域福祉のプラットフォーム

地域福祉を多くの市民、団体、事業者、市・関係機関などの参加と協働で推進してくうえで、誰もが対等な立場で参加し、話しあいや協働を進めるためのテーブルをイメージしています。

○ 地域包括ケア

保健・医療・福祉のサービスを連携して一体的に提供するとともに、見守りなどの生活支援や権利擁護、住まいの確保などが、日常生活圏域の中で包括的かつ継続的に行える仕組みづくりが目指されています。

○ トータルサポート

芦屋市では、制度・機関優先ではない「人（当事者）を優先した組織づくり」として地域福祉課にトータルサポート係を設置し、保健師の専門性を活かして支援を展開しています。

○ パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

○ PDCAサイクル

事業や活動の推進において、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善 (Action) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

○ ファシリテーター

会議や参加型の学習などにおいて、中立な立場で議論をスムーズに調整し、相互理解や合意形成に向けて深い議論がなされるよう支援する役割の人です。

○ 福祉でまちづくり

だれもが安心して暮らせる地域や社会づくりをめざす「福祉のまちづくり」をいっそう積極的にとらえて、多くの市民の生活と関わりが大きく関心が高まっている福祉をテーマとした活動や事業などを推進することで、活力のあるまちづくりを進めようという考え方です。

○ ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用できるように、まちや施設、製品、環境などをデザインすることです。